

令和8年8月25日

第26回指宿市農業委員会会議録

指宿市農業委員会

第26回指宿市農業委員会会議録

1 開催日時及び場所

令和8年8月25日（火） 午後2時00分～

於：県南薩地域振興局指宿庁舎（3階会議室）

1 議事日程

報告第 1 号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 2 号 農地法第4条の規定による許可取消について

議案第 1 号 「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定について
（所有権移転分）（利用権設定分）

議案第 2 号 「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定について

議案第 3 号 農業振興地域整備計画の一部計画変更（用途区分変更）申出の意見決定について

議案第 4 号 「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定について

議案第 5 号 農用地あっせん申出について

その他

1 出席委員

○農業委員

1番	松	木	茂	久	2番	生	川	裕	也	3番	福	久	迫	義	隆
4番	前	田	真	津美	5番	井	手	康	則	6番	西	村	久	則	
7番	滝	下	真	弥子	8番	石	嶺	義	孝						
10番	内	蘭	光	弘	11番	西	川	路	利	広	12番	西	山	昭	二
13番	小	荒	田	大	樹	14番	徳	留	幸	信	15番	下	川	道	孝
16番	池	田	由	美子	17番	濱	田		保		18番	田	代	繁	樹
19番	税	田	祐	子											

○農地利用最適化推進委員

20番	川	畑	淳	一	21番	森	川	泰	夫	22番	奥	村	祐	樹	
23番	前	田		剛	24番	今	村	量	則	25番	南		圭	司	
26番	京	田	富	久	27番	鶴	田	伸	一郎	28番	小	村	亮	太	
29番	山	下	竜	一	30番	廣	森		修	31番	田	之	上	洋	
32番	濱	田	卓	郎	33番	上	拂		忠	34番	松	澤	雅	人	
35番	澤	山	善	治	36番	下	吹	越	浩	之	37番	大	迫	恵	太
38番	下	吉	一	宏											

1 小委員長

6番 西村久則

1 欠席委員

9番 下高原 誠

1 遅刻委員

なし

1 早退委員

なし

1 当議事に参与する事務局職員

事務局長	小	吉	建	治
主幹兼農地総務係長	林		栄	作
農地総務係主査	今	奈良	昂	平
主幹兼振興係長	前	田	昭	市
振興担当主幹	富	永	敏	尚
振興係主事	池	田		恵
主幹兼地域計画係長	向	吉	真	一

1 当議事書記

主幹兼農地総務係長 林 栄 作

1 開会 午後2時00分

事務局	ご起立ください。 一同礼。 指宿市農業委員会憲章の唱和をいたします。 (唱和) ご着席ください。
議長	ただいまの出席人員は、定足数に達しておりますので、これより第26回指宿市農業委員会を開会いたします。 本日の議事録署名委員に「17番委員」と「18番委員」を指名いたします。 早速、議題に入ります。 報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第1号農地法第18条第6項の規定による通知について、ご説明いたします。 議案書の1ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以下については、お目通しください。 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、報告第2号農地法第4条の規定による許可取消についてを、議題といたします。 事務局に説明を求めます。
事務局	報告第2号農地法第4条の規定による許可取消について、ご説明いたします。 議案書の2ページをお開きください。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明) 以上で説明を終わります。
議長	ただいま、事務局の説明のとおりであります。 次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分を議題といたします。 事務局に議案の説明を求めます。
事務局	それでは議案書の3ページをお開きください。 議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分は3件でございます。 (番号1を議案書どおり読み上げ説明)

議長

以下については、お目通しください。

なお、今回の案件については、県地域振興公社の農地売買等事業における一括方式が3件で、いずれも事前審査において承認されたものであります。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち所有権移転分について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第1号のうち所有権移転分については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、所有権移転分については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分を議題といたします。

事務局に議案の説明を求めます。

事務局

議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分は、議案書の4ページから7ページまでの15件でございます。

内訳については、新規が11件、期間満了に伴う更新が4件となっております。

それでは、議案書の4ページをご覧ください。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下については、お目通しください。

なお、今回の利用権設定分につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると思われます。

以上で説明を終わります。

議長

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第1号のうち利用権設定分の1番について、ご審議願います。

委員
議長

委員
議長

30番委員
事務局
議長
委員
議長

委員
議長

小委員長

これにつきましては、会議規則第25条の規定を準用し、22番委員の退席を求めます。

(22番委員の退席を確認)

ご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の1番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

(22番委員の復席を確認)

次に、議案第1号のうち利用権設定分の2番から7ページ15番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

今回は、使用貸借がないのでしょうか。

使用貸借については、一件もありませんでした。

ほかにご質疑、ご意見はございませんか。

「なし」の声あり。

議案第1号のうち、利用権設定分の2番から15番については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

「異議なし」の声あり。

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画案」に係る意見聴取決定についてのうち、利用権設定分の2番から15番については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定についてを、議題といたします。

これにつきましては、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

8月10日の転用調査時に、私と27番委員、33番委員、事務局3名の計6名で現地聞き取り調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請に基づき現地確認と一部聞き取り調査を行った結果、譲受人は意欲的に営農に取り組んでおります。

1番から9番は売買、10番及び11番は親族への贈与、12番は子へ

の贈与で、贈与税に関しては、理解しているとのこと。

いずれの申請地も面的にまとまった農地を分断するようなこともなく周辺への影響はないものと思われます。

最後に、農地法第3条調書及び位置図と字図につきましても、審議資料の1ページから32ページに添付してありますように、今回の案件に係る農地法第3条第2項の各号の判断につきましては、農地法第3条調書のとおり、すべての案件が各号には該当せず、許可要件のすべてを満たしているものと小委員会では判断いたしました。審議資料等ご参照のうえ、ご審議いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第2号の1番から11ページ12番まで、一括審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第2号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」に係る決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

なお、今回の申請は2件ですが、同一の事業計画者で関連性もあることから、併せて説明いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

事業目的は直売所、倉庫、作業場、駐車場及び加工場です。

審議資料の33ページをお開きください。

申請地は、XXXXXXXXXXから北東へ480m離れた農地で、東と南は畑及び市道、西は畑、北は雑種地及び農道に接しています。

農地区分・許可事項については、農用区域内の農地であります。不許可の例外である、農用地利用計画指定用途に該当します。

事業計画者は市内の法人で、収穫した農産物を箱詰めする作業場、ジュース等に加工する加工場ならびにそれを一般向けに販売する直売所といった施設を建設、整備する計画です。

なお、番号2番につきましては、すでに倉庫が建設されているため、始

末書が添付されております。

代替地についても検討されていますが、いずれも事業計画を満たすことができませんでした。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、報告のとおり、小委員会では、用途区分変更もやむを得ないものと判断いたしました。皆様のご審議を、よろしくお願いいたします。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第3号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第3号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号農業振興地域整備計画の一部計画変更のうち、用途区分変更申出の意見決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定についてを、議題といたします。

これにつきましても、小委員会で調査にあたっておりますので、現地調査の報告を求めます。

小委員長

これにつきましても、同メンバーで現地調査を行いましたので、ご報告いたします。

申請者、土地の所在、地目、面積等は、議案にお示しのとおりです。

番号1番です。転用目的は、貸駐車場です。

審議資料の34ページをお開きください。

申請地は、 から南東へ380m離れた農地で、西は市道、それ以外は宅地に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画区域内用途地域内農地に該当します。

申請人は、隣接地で生花店を営んでおり、申請地を取得し、従業員駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置済みです。

隣接する農地は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も、特に認められませんでした。

次に、番号2番です。転用目的は、駐車場です。

審議資料の35ページをお開きください。

申請地は、[REDACTED]から北東へ40m離れた農地で、東と南は宅地、西は畑、北は市道に接しています。

農地区分・許可事項については、都市計画法に規定される、用途が定められている区域にある農地であることから、第3種農地の都市計画区域内用途地域内農地に該当します。

申請人は、申請地を取得し、近隣の住民が利用する月極駐車場を整備する計画です。

土地の形状については最高で0.02mの盛土を行いますが、境界には防護柵を設置する予定です。

隣接する農地は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

次に、番号3番です。転用目的は、駐車場です。

審議資料の36ページをお開きください。

申請地は[REDACTED]から西へ590m離れた農地で、東と北は市道、西は雑種地、南は宅地に接しています。

農地区分、許可事項については、住宅等が連たんする区域に近接している区域内にある農地であることから、第2種農地の市街地近接農地に該当します。

申請人は、申請地の近隣で包装機等の製造工場を営んでいる法人で、申請地を取得し、従業員駐車場として整備する計画です。

土地の形状については現状のままで、境界にはブロックを設置する予定です。

隣接する農地は無く、周辺農地への影響は軽微なものと判断されます。

また、一般基準上の問題も特に認められませんでした。

以上、3件の申請に対しては、報告のとおり、小委員会では、転用もやむを得ないものと判断するところですが、皆様のご審議をよろしく願います。

議長

現地調査の結果は、ただいま小委員長の報告のとおりであります。

それでは、議案第4号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

議案第4号については、原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり。

議長

ご異議なしと認めます。

よって、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」に係る意見決定並びに許可及び意見聴取決定については、原案のとおり承認することに決定いたします。

事務局

次に、議案第5号農用地あっせん申出についてを、議題といたします。
事務局に議案の説明を求めます。

それでは、議案書の14ページをご覧ください。

議案第5号農用地あっせん申出の「売渡・貸付」をご説明いたします。
今月は、売渡申出が3件です。

(番号1を議案書どおり読み上げ説明)

以下についてはお目通しください。

見取り図、地籍図については、審議資料の41ページから47ページに掲載しています。

以上で説明を終わります。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、事務局の説明のとおりであります。

それでは、議案第5号について、ご審議願います。

ご質疑、ご意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり。

議長

ご質疑なしと認めます。

このあっせん申出につきましては、事務局としてあっせん委員を選出されていると思いますので、事務局案の発表をお願いします。

事務局

それでは、あっせん委員の事務局案を申し上げます。

「売渡・貸付」申出になりますが、議案書の14ページになります。

番号1は、20番委員、1番委員。

番号2は、26番委員、7番委員。

番号3は、33番委員、13番委員にお願いします。

以上、事務局案として提案いたします。

あっせん委員に選出された委員さんは、相互に連携を取り、あっせん活動を行っていただきますようお願いします。

皆様のご審議をよろしくお願いいたします

議長

ただいま、事務局案が発表されました。

それぞれ各委員は、よろしいでしょうか。

委員

(各委員了解あり)

議長

それでは、議案第5号農用地あっせん申出については、原案のとおり承認することとし、あっせん委員は、事務局案のとおり決定いたします。

本日の議題は、これで終了いたしました。

ほかにございませんか。

21番委員

農地パトロールでタブレットを使った際、農地の枠がないところにハウスがあり、オクラを栽培していた。

これは、かつて農地除外されたところにハウスを整備し農地として使っているのかもしれないし、もともと宅地だったのかもしれない。

事務局

これに関して、委員としてすべきことがあるか、そのままでよいか。
通常では、農地ではないところなので、そこについては何も言えない。
その土地で農業がなされている事実があるので、そのようなご意見をいただきたい。

21番委員
事務局

ケースバイケースなので、事務局で一つひとつ調査をしてみたい。
報告を差し上げればよろしいか。
はい。そこを我々で調査すると言ったが、どういった背景で、どういった地目だったのかを担当地区の委員へお伝えして、協議をして行くことになります。

議長
4番委員

なお、農業施設用地になっている場合など、農地として認識されていないところもあります。

また、必要があれば、総会で各委員へご理解いただけるように説明していきたいと考えています。

今のことで、何か分からない点はありませんか。
6年ほど前にパトロールした際、地目が山林となっていたが伐採されて、農作物が植えられていた。

転用が必要だと思って、このことをパトロールの時に帳面に書置きしてしていたが、事務局からの返事もなく、翌年もその次の年も、地目は山林となっていた。

耕作されていることを報告したのに、事務局はどういう処置をされたのか疑問に思っているが、その土地の所有者に対して、私たちが何か対処すべきことはありますか。

所有者を把握していたが、私が言うべきなのかどうなのか分からなかった。

事務局

土地には、登記地目と現況地目があって、農業委員会で取り扱うのは、いずれかの地目が農地であるものです。

今の要件については、農地として認識し場所を特定させていただき、検討して報告します。

議長
21番委員

ほかにございませんか。
先週の研修を受けまして、第三者継承の仕組みが整備されてきていることを考えると、農地を取得する際に、反社会的組織との繋がりがあるかないかを宣言する機会があるのか。

事務局

つまり、マネーロンダリングに農地を利用されかねない。
届出の段階で反社会的勢力であることを宣言する項目は設けておりません。

21番委員
事務局

必要があるとは考えておりませんか。
全国的な取扱いになるかと思います。
個別に指宿市で判断するのではなく、農地法に基づいた取扱いになると

議長
委員
議長

事務局

思うので、現時点では考えておりません。

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかになければ、その他に入ります。

その他について、事務局に説明を求めます。

その他について、ご説明いたします。

議案書の15ページをお開きください。

その他（議案書の15ページを参照して説明）

1. 8月の行事報告

2. 9月の行事予定

3. その他

議長
委員
議長

ほかにございませんか。

「なし」の声あり。

ほかにはないようですので、本日の委員会に付議されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、第26回指宿市農業委員会を閉会いたします。

事務局

全員、ご起立ください。

一同礼。

（閉会 午後3時00分）

指宿市農業委員会会長 松木 茂久

議事録署名委員17番委員 _____

議事録署名委員18番委員 _____

